

函館市ホテル恵風売却候補者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 函館市ホテル恵風に係る売却候補者の選定について、適正かつ公正な審査を実施するため、函館市ホテル恵風売却候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 募集要項の制定に対する意見に関すること
- (2) 審査基準に基づく売却候補者の選定に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 観光に関する関係機関に所属する者
- (3) 事業経営に関し知見を有する者

2 委員の任期は、所掌事項に関わる協議が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議という。」）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の合議により決し、合議に決することができないときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 会議は、書面により開催することができる。

(委員の排斥)

第6条 委員は、選定を受けようとする者と利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、楸法華支所産業建設課が行うものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月5日から施行する。
- 2 この要綱は、函館市ホテル恵風の売却に係る本契約を締結成立した日をもって廃止する。